

# コサナエ保護推進指針

## 1 保護の目標

本種は昆虫類サナエトンボ科の日本固有種である。腹長 27 ～ 32mm 程度の小型のトンボで、山間部の挺水植物や浮葉植物が繁茂する池や、湿田・休耕田や湿地に生息する。成虫は5月下旬から6月中旬に発生する。北海道から本州にかけて分布するが、近畿地方では分布が局限される。本県でも2ヶ所の産地に限って生息し、他からは知られていない。北方系の種でありもともと稀産であるが、希少になった要因は、生息地周辺の森林や水質などの生息環境悪化や、肉食性外来魚であるブラックバス（オオクチバス）による幼虫の捕食の影響が考えられる。

このようなことから、本種の生息状況等の把握を行い、その結果等を踏まえて、生息を圧迫する要因の軽減・除去等により、引き続き生息環境の維持を図り、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標として保護施策を推進する。

## 2 保護の推進に関する方針

### (1) 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護施策を適切かつ効果的に実施するため、生息地における産卵状況、幼虫の発生状況及び成体の個体数の増減等の生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行う。あわせて、本種の希少になった要因のひとつに外来種による捕食があることを踏まえ、生息地及びその周辺の外来種の生息状況等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

また、他府県、研究機関若しくは保護活動団体の調査研究成果及び前述の調査結果を踏まえ、本県における、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその現状の把握に努める。

### (2) 生息地における生息環境の保全

本種の自然状態での安定した存続のためには、生息地の水環境や周辺の植生等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。また、意図的・非意図的に関わらず、生息地への外来種の侵入を防ぐことが必要である。

このため、本種の生物学的及び生態学的特性を十分に考慮して、生息・繁殖環境の維持・改善のための適切かつ効果的な取組を検討する。

### (3) 普及啓発の推進

本種の保護施策を実効あるものとするためには、関係行政機関及び県民等に対し、本種の生息状況、生物学的特性、保護の必要性及び保護に対する取組の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、民間団体や関係機関等の協力を得て、本種及び本種の保護に理解を深めるための学習会の開催等の取組を行い、生息地及びその周辺地域における自主的な保

全活動の展開が図られるよう努める。

ただし、本種の希少性に目を付けた業者やマニアによる販売・愛がん目的の捕獲も憂慮されることから、具体的な生息地情報については保護上非公開とする。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的知識を有する希少野生動植物保護専門員、本種の保護に関わる保護活動団体等の協力を得て進めるものとする。

### **3 保護の推進に関する重要事項**

本種の生息地は限定され、個体数も著しく少ない状況にあるため、生息地を管理する管理主体、生息地における希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体による巡視を行う等、捕獲防止のための対策を講ずる。

また、本種の保護施策の実施に当たっては、生息地を管理する管理主体、関係行政機関、保護活動の主体となる地元有識者、地元保護活動団体などのほか、専門的な立場から必要な啓発・調査・助言等を行う希少野生動植物保護専門員、生息地を巡視しその捕獲等を防止する希少野生動植物保護巡視員又は巡視団体との連携を図る。